

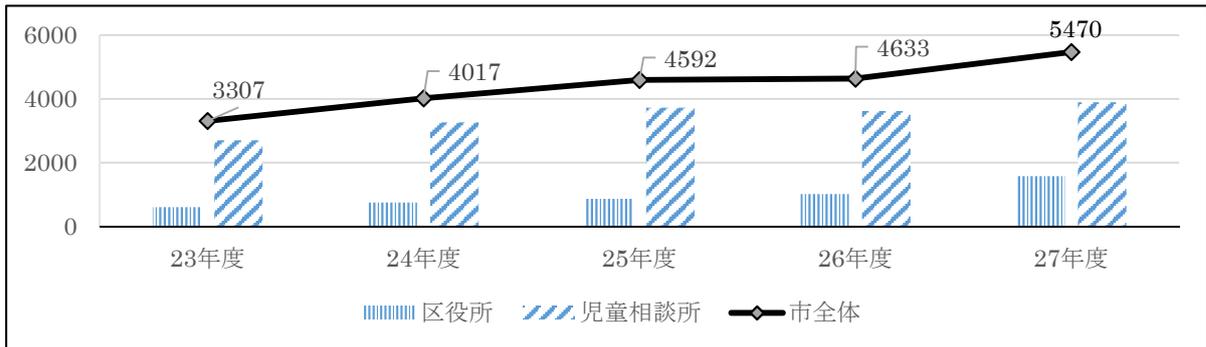
## 平成 27 年度横浜市における児童虐待の対応状況について

横浜市では、市内 4 か所の児童相談所と 18 区役所のこども家庭支援課を、児童虐待の通告受理機関として位置づけ、それぞれの体制強化を図ってきました。平成 26 年度に区こども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、平成 27 年度には児童相談所と同様の情報管理システムを導入したことにより、区と児童相談所の連携がより円滑に図られるようになりました。

平成 27 年度の本市における児童虐待の対応状況について、区こども家庭支援課と児童相談所のそれぞれの状況をご報告します。

### 1 児童虐待相談の対応状況

(1) 対応件数 児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数



区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
区 役 所	605	752	868	1,016	1,578
児 童 相 談 所	2,702	3,265	3,724	3,617	3,892
市 全 体	3,307 件	4,017 件	4,592 件	4,633 件	5,470 件

### (2) 相談種別件数

市全体では心理的虐待の割合が多く、41.0%となっています。区はネグレクトの割合が 45.6%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が 46.9%と多くなっています。(単位:件、%)

区 分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	1,594	29.1%	435	27.6%	1,159	29.8%
性的虐待	73	1.3%	7	0.4%	66	1.7%
心理的虐待	2,241	41.0%	416	26.4%	1,825	46.9%
ネグレクト	1,562	28.6%	720	45.6%	842	21.6%
合 計	5,470 件	100.0%	1,578 件	100.0%	3,892 件	100.0%

### (3) 年齢別件数

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、53.1%となっています。区は未就学児童が 72.5%と多く、児童相談所では小学生以上が 54.7%と多くなっています。(単位:件、%)

区 分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
0 歳	504	9.2%	297	18.8%	207	5.3%
1 ～ 6 歳	2,403	43.9%	848	53.7%	1,555	40.0%
7 ～ 12 歳	1,639	30.0%	340	21.5%	1,299	33.4%
13 ～ 15 歳	635	11.6%	77	4.9%	558	14.3%
16 歳以上	289	5.3%	16	1.0%	273	7.0%
合 計	5,470 件	100.0%	1,578 件	100.0%	3,892 件	100.0%

#### (4) 主たる虐待者別件数

市全体では実母によるものの割合が多く、57.4%となっています。区は実母の割合が75.9%と多く、児童相談所では実母の49.9%に対し、実父・実父以外の父の合計が46.5%とほぼ同等となっています。(単位：件、%)

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
実父	1,844	33.7%	244	15.5%	1,600	41.1%
実父以外の父	243	4.4%	31	2.0%	212	5.4%
実母	3,140	57.4%	1,198	75.9%	1,942	49.9%
実母以外の母	43	0.8%	9	0.6%	34	0.9%
その他	200	3.7%	96	6.1%	104	2.7%
合計	5,470件	100.0%	1,578件	100.0%	3,892件	100.0%

#### (5) 経路別件数

市全体では警察等からの割合が31.0%となっています。区は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が32.9%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が43.3%となっています。(単位：件、%)

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
福祉保健センター	676	12.4%	※1 519	32.9%	157	4.0%
他都道府県市町村	109	2.0%	89	5.6%	20	0.5%
児童相談所	737	13.5%	186	11.8%	551	14.2%
保育所	149	2.7%	109	6.9%	40	1.0%
児童福祉施設等	67	1.2%	14	0.9%	53	1.4%
警察等	1,694	31.0%	9	0.6%	1,685	43.3%
医療機関	176	3.2%	76	4.8%	100	2.6%
幼稚園	21	0.4%	7	0.4%	14	0.4%
学校	410	7.5%	124	7.9%	286	7.3%
教育委員会等	2	0.0%	2	0.1%	0	0.0%
児童委員	42	0.8%	36	2.3%	6	0.2%
家族・親戚	584	10.7%	163	10.3%	421	10.8%
近隣・知人	626	11.4%	175	11.1%	451	11.6%
児童本人	38	0.7%	3	0.2%	35	0.9%
その他	139	2.5%	66	4.2%	73	1.9%
合計	5,470件	100.0%	1,578件	100.0%	3,892件	100.0%

※1：区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

## 2 27年度の傾向

区は、福祉保健センター内の業務から把握したものの割合が高く、虐待種別では、ネグレクトに関するものが多い傾向にあります。また、約7割が未就学児童となっています。

児童相談所は、警察からの通告が多くなっており、特に「子どもが保護者間の暴力を目撃した」という内容の心理的虐待が疑われる通告への対応が多くなりました。また、小学生以上の児童への対応が半数以上を占めています。

市全体としては、市民・関係機関への啓発や、社会の関心の高まりにより、様々な経路から通告が寄せられており、区と児童相談所が連携して、その後の支援を行っています。